座間市地域防災計画　改定方針（案）

令和５年９月２１日

# **１　計画の目的**

座間市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４２条の規定に基づき、座間市防災会議が作成する計画であって、市、関係機関、市民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、土地の保全と市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

# **２　改定の背景**

座間市地域防災計画は平成２９年２月以降改定が行われていないことから、それ以降に改正された関係法令等及び国・神奈川県の上位計画、本市の関連計画や行政組織改編との整合を図るとともに、近年の大規模災害の発生状況等を考慮し、市の災害対応の実効性をさらに高めた計画とすべく改定を行う。

# **３　改定のポイント（改定方針）**

①　関係法令等（災害対策基本法、水防法、土砂災害防止法、防災に関する指針・ガイドライン等）や上位計画（国の防災基本計画、神奈川県地域防災計画）との整合

②　座間市の取組の反映

・令和５年４月の座間市組織改編の反映等

③　座間市を取り巻く状況や社会情勢の変化を踏まえた防災対策の見直し

・感染症対策に配慮した避難所運営、多様性の視点を取り入れた防災等

④　時点修正

・人口データ等の見直し

⑤　計画の具体化・見やすさの向上

・【地震】、【風水害】、【共通】のマークにより、地震対策又は風水害対策の記載を区別

・フロー図等を導入し内容の整理を図ると共に、必要に応じて資料編へ移行

# **４　主な改定事項（イメージ）**

## **①　第１編　総則**

| 構　成 | 改　定　事　項 |
| --- | --- |
| 第１節計画の目的及び構成 | **＜「南海トラフ地震防災対策推進計画」の明確化＞**・第２編　災害対策計画編では、中央防災会議策定の「南海トラフ地震防災対策推進計画」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を兼ねるものとする。※「南海トラフ地震対策特別措置法」⇒【中央防災会議】「南海トラフ地震防災対策推進計画」⇒ 「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定」 ⇒ 【市】「南海トラフ地震防災対策推進計画」の策定※発生確率は、３０年間以内で７０％ |
| 第２節計画の推進主体とその役割 | **＜市民の責務＞**・市民の責務として、平時から、地域の災害リスクや避難経路の安全性等を確認し、災害時に取るべき行動を自ら判断するよう努めること、また、災害の危険が高まった時には、自治体等からの情報を確認し、自らの判断で適時適切な避難行動を取ることを追加する。 |
| 第３節本市の概況 | **＜時点修正＞**・座間市の人口等、各種データを時点更新する。 |

## **②　第２編　災害対策計画編**

| 構　成 | 改　定　事　項 |
| --- | --- |
| **第１章　災害予防対策計画** |  |
| 第１節計画的な土地利用と市街地整備 | **＜災害に強いまちの形成＞**・災害特性に配慮した土地利用の誘導や避難に必要な施設の整備等、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る必要があることを追加する。**＜盛土による災害の防止に向けた対応＞**・盛土による災害防止のための総点検の結果、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがあると判断したものについて、盛土の安全性把握調査を実施することを追加する。 |
| 第３節がけ崩れ等対策の推進 | **＜要配慮者関連施設の土砂災害防止対策＞**・地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、作成した計画について市長に報告すること、また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、結果を市長に報告することを追加する。 |
| 第７節建築物等の安全対策 | **＜風水害時における建築物等の安全対策＞**・強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策、大雨等による建築物への浸水防止対策を推進することを追記する。**＜民間施設の耐震化ための支援＞**・補助制度により、民間の木造住宅やその他建築物、緊急輸送道路沿道建築物などの耐震化を促進することを追加する。**＜エレベータにおける閉じ込め防止＞**・高層建築物の居住者等に対し、エレベータ内などへの備蓄などの防災対策、エレベータにおける閉じ込め防止等を進めるための安全基準について普及啓発を行うことを追加する。 |
| 第８節災害時情報の収集・提供体制の拡充 | **＜デジタル化の促進＞**・ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進することを追加する。**＜災害情報受伝達体制の充実＞**・伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、情報の地図化等によって伝達手段の高度化に努めることを追加する。 |
| 第９節災害対策本部等組織体制の拡充 | **＜本部の運営体制の整備＞**・災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めることを追加する。 |
| 第１１節避難対策 | **＜多様性の視点を取り入れた防災＞**・避難所運営委員会は、要配慮者や性的マイノリティの方へのケア、避難者のプライバシーの確保、ペット同行避難、男女のニーズの違いなどの多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の円滑な運営に向けた事前準備を行うことを追加する。**＜避難所の感染症対策＞**・指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めることを追加する。・指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めることを追加する。**＜避難所等における女性や子ども等への配慮＞**・避難所等において、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置するとともに、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めることを追加する。**＜避難の考え方の周知＞**・ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努めることを追加する。・想定される災害毎に、避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」などの作成を促進することを追加する。**＜家庭動物（ペット）対策＞**・必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めることを追加する。 |
| 第１４節要配慮者に対する対策 | **＜避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成＞**・避難行動要支援者の避難支援対策として、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の記載事項や留意点を追記する。**＜外国人対策＞**・外国人対策として、災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育等の実施、指導及び支援に努めることを追加する。**＜二次避難所の受入れ＞**・二次避難所施設における要配慮者の受入れに関する留意点等を追加する。 |
| 第１５節防災資機材、食料、飲料水及び生活必需品の確保対策 | **＜物資の供給体制の整備＞**・大規模地震や大規模風水害等の災害時には、物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、県が開設する広域物資輸送拠点と市内避難所までの輸送体制を構築することにより、円滑な物資の受入体制の確保に努めることを追加する。・民間事業者との間で協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築することを追加する。 |
| 第１７節災害廃棄物等の処理対策 | **＜処理体制の確立＞**・平時から県、自衛隊を含めた担当者間と関係を築き、災害時の災害廃棄物の処理体制を速やかに確立できるように備え、適正かつ円滑・迅速な処理を行うことを追加する。 |
| 第２０節広域応援体制等の拡充 | **＜受援体制の整備＞**・国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための執務スペースを確保するなど、受援体制の整備に努めることを追加する。 |
| 第２１節自主防災組織の充実強化 | **＜水防団の活性化の推進＞**・水防団の役割を担う消防団について、青年層・女性層に対し団員への加入促進等を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な機関を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図ることを追加する。・必要に応じて、市水防計画の策定を検討することについて追加する。 |
| 第２２節ボランティア活動の充実 | **＜ボランティア活動の環境整備＞**・ボランティア活動が円滑に行われるための活動環境の整備を追加する。 |
| 第２３節防災知識の普及 | **＜防災知識の普及の充実＞**・防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実等により社会全体としての防災意識の向上、高齢者の避難行動に対する理解の促進に努めること等を追加する。 |
| 第２４節防災訓練の実施 | **＜感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施＞**・新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施することを追加する。 |
| 第２７節水害予防計画 | **＜浸水想定区域の指定、公表等＞**・浸水想定区域の指定、公表に関すること及び浸水想定区域における避難の確保、要配慮者利用施設等にける避難、浸水対策等を追加する。 |
| 第２８節災害救助実施体制の充実【新設】 | **＜災害救助実施体制の充実＞**・県計画に合わせて、災害救助実施体制の充実に関する記載を追加する。 |
| **第２章　災害応急対策計画** |  |
| 第３節応急活動体制の構築 | **＜座間市行政組織を踏まえた修正＞**・座間市行政組織（令和５年４月組織改編）を踏まえた事務分掌等に修正する。 |
| 第７節避難対策 | **＜避難勧告・避難指示の一本化等＞**・避難情報の発令基準を５段階の警戒レベルを用いた表記に見直しを行う。・災害情報の内容・表記を令和３年５月に示された国の指針を踏まえ、「避難準備情報」を「高齢者等避難」に、「避難指示」及び「避難勧告」を「避難指示」に一本化する見直しを行う。 |
| 第９節医療救護対策 | **＜広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の活用＞**・被災地域の医療機関等が被災した場合は、医師会など関係機関協力のもと広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）を活用して、広域的な救急活動を実施することを追加する。 |
| 第１３節二次災害防止対策 | **＜有害物質の漏えい又は石綿の飛散への対策＞**・有害物質の漏えい又は石綿の飛散への対策を行うことを追加する。 |
| 第１４節避難所の開設・運営支援 | **＜避難所の管理・運営に当たっての留意点＞**・避難所の管理・運営において、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行うことを追加する。・在宅での避難や車中泊など、避難所以外で生活する被災者に対しても、様々な手法で把握し支援に努めることを追加する。 |
| 第１６節要配慮者支援対策 | **＜避難行動要支援者対策＞**・避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図ることを追加する。 |
| 第１８節応急給水活動 | **＜給水が困難な場合の支援要請＞**・市による給水が困難な場合は、保存飲料水等の物資支援は県に要請し、給水車派遣については、水道事業者と連携して公益社団法人日本水道協会に要請すると共に、協定締結先に必要な支援を要請することを追加する。 |
| 第２４節災害廃棄物処理対策 | **＜仮置場の設置＞**・発災後、速やかに災害廃棄物の発生量等を推計すること、推計した発生量をもとに、仮置場の必要面積を算定し、仮置場を設置することを追加する。**＜協力体制＞**・座間市災害廃棄物処理計画等に基づき、災害廃棄物対策に関する体制の整備を図り、相互間の連絡体制を確立することを追加する。 |
| **第３章　災害復旧・復興対策計画** |
| 第１節復興体制の整備 | **＜応援職員の感染症対策＞**・応援職員の派遣に当たっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に配慮することを追加する。**＜市民相談への対応＞**・ホームページや広報紙等を利用した情報提供や、臨時相談窓口等を設置し、市民の生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じることを追加する。 |
| 第２節復旧・復興に関する調査 | **＜住宅の復興対策に関する調査＞**・個々の被災者の被害の状況や、配慮を要する事項等を、一元的に集約した被災者台帳を作成し、総合的かつ効果的な支援の実施に努めること等を追加する。 |
| 第７節生活再建支援 | **＜被災者生活再建支援制度＞**・被災者生活再建支援制度の対象となる世帯に中規模半壊世帯を追加する。 |
| **第４章　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応【変更】※東海地震事前対策計画より変更** |
| 第１節基本方針 | **＜南海トラフ地震に関連する情報＞**・東海地震に関連する情報の発表が行われなくなり、新たに南海トラフ地震に関連する情報の運用が開始されたこと等を踏まえ、南海トラフ地震に関連する情報発信に係る条件等の説明を追加する。 |
| 第２節防災対応 | **＜異常な現象に伴う防災対応＞**・南海トラフ地震臨時情報発表時における住民や企業、関係機関等のとるべき措置等を追加する。 |

## **③第３編　特殊災害対策計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 構　成 | 改　定　事　項 |
| 第３節道路災害対策計画 | **＜消防機関との連携強化＞**・火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めることを追加する。 |
| 第６節大規模な火事災害対策計画 | **＜災害の拡大防止・二次災害の防止＞**・災害の拡大防止と二次災害の防止活動に関することを追加する。 |
| 第７節　雪害対策計画 | **＜住民等への警報等の伝達＞**・伝達を受けた警報等を市防災行政無線等により、住民等への伝達に努めること、大雪、暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達すること、伝達手段の多重化、多様化を図るよう努めることを追加する。 |
| 第８節　火山災害対策計画 | **＜噴火情報等の伝達体制の整備＞**・噴火警報、噴火速報等の火山防災情報を住民等に伝達する体制を整備することを追加する。 |

# **５　今後のスケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 内容 |
| 令和５年９月２１日 | 第１回　防災会議（改定方針の承認） |
| 令和５年９月下旬～令和５年１０月上旬 | 庁内へ計画素案Ver①の意見照会 |
| 令和５年１１月中旬～令和５年１２月中旬 | 防災会議委員へ計画素案Ver②の意見照会 |
| 令和５年１１月下旬～令和５年１２月中旬 | 計画素案Ver②のパブリックコメント実施 |
| 令和６年３月上旬 | 防災会議委員へ計画素案Ver③を事前配付 |
| 令和６年３月中 | 第２回　防災会議（計画の承認） |
| 令和６年４月上旬 | 「座間市地域防災計画」公表予定 |